



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
4月1日  
号外(4)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

※滋賀県水産振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正(水産課) ..... 1

告 示

## 滋賀県告示第159号

滋賀県水産振興対策事業費補助金交付要綱(昭和48年滋賀県告示第201号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

滋賀県知事 三日月 大造

第3条中「消費税相当額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に改め、「の金額」の右に「と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額」を加え、「ある」を「あり、かつ、その金額が明らか」に改める。

第6条第2項中「補助事業者」の右に「(第3条ただし書の規定の適用を受けた補助事業者に限る。)」に、「である」を「になった」に改める。

第10条第1項中「場合には」を「場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)」には」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額を県に返還しなければならない。

第10条第2項を削る。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

**第11条** 補助事業者は、第3条の規定による交付の申請、第4条第1号の規定による事業計画の変更の承認の申請、第5条の規定による状況の報告、第6条第1項および第2項の規定による実績の報告、第8条の規定による交付の請求ならびに第10条第1項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

別記様式第1号中 「住所  
氏名(法人にあつては名称および代表者の氏名)」

「住所  
氏名(法人にあつては、名称および事務責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号

び代表者の氏名)  
に改める。

」

別記様式第2号中 「住所  
氏名(法人にあつては名称および代表者の氏名)」を

「住所  
氏名(法人にあつては、名称および事務責任者氏名  
担当者氏名

電話番号

よび代表者の氏名)

に改める。

」

別記様式第3号から別記様式第5号までの様式中 「住 所  
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)」 を

「住所  
氏名  
事務  
担当  
電話

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

責任者氏名

に改める。

者氏名

番号

」

別記様式第6号中 「住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)」

「住所  
氏名 (法人にあつては、名称お  
を 事務責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号

よび代表者の氏名)

に改める。

」

付 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、改正後の滋賀県水産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県水産振興対策事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。